

令和3年度第1回茨城県文化審議会議事録

1 日 時 令和3年7月13日（火）午後2時から午後4時まで

2 場 所 茨城県開発公社ビル 1階 中会議室

3 出席者 茨城県文化審議会委員（敬称略）

能島 征二、町田 博文、吉澤 鐵之、班目 加奈、根本 悦子、金子 賢治、
垣内 恵美子、鷺田 美加、渡邊 健、鈴木 透、小沼 公道

（欠席：佐藤 時啓、大橋 健一、生田目 美紀、羽原 康恵）

※委員15名中11名が出席

県行政組織条例第26条第3項に定める「半数以上の出席」を満たし、審議会成立。

事務局 県民生活環境部次長 松浦 浩生

生活文化課長 須能 浩信 他生活文化課5名

地域振興課、県北振興局、文化課、義務教育課、高校教育課

4 議事の経過及び結果

(1) 委員長及び副委員長の選出

生活文化課長は、仮議長として、茨城県行政組織条例第25条第2項の規定により、委員長及び副委員長の選出について各委員に諮ったところ、事務局案を提示してほしいとの意見があり、他の委員もこれに同意した。

事務局は、委員長を垣内恵美子委員、副委員長を能島征二委員とする案を提案した。

生活文化課長は、同案について各委員に諮ったところ、満場異議なく承認され、委員長に垣内委員、副委員長に能島委員が就任することが決定した。

(2) 議事録署名人の指名

垣内委員長は、議事を開始するに当たり、根本悦子委員及び鈴木透委員を議事録署名人として指名し、両委員はこれを了承した。

(3) 審議会の運営

審議会の運営について、議事（2）（3）については公開とし、議事（4）（5）については審議検討情報等を含むため非公表とすることに決定した。

(4) 議事（2）（3）

資料1～3により事務局から説明

【各委員及び事務局の発言概要】

（委員）

コロナの状況で、ミュージアムや劇場などが休館を余儀なくされたため、入場者数や利用者

数などをK P Iの評価としているものについては、評価が下がってしまうことは当然のことであるが、これらの評価はどのように行政にフィードバックされていくのか。

(事務局)

評価項目については、計画を策定した時点のものであり、コロナ禍における、施設あるいは所管課での取組をどのように評価するかということは新たな課題である。現行の数値目標だけでなく、それ以外の取組結果をどのように位置づけて評価し、展開していくのかということを考えていきたい。

(委員)

県民文化センターに導入されたオンライン配信設備については、特にこのようなコロナ禍において、事業を持続していくために、本当に必要なものであると思う。一方で、交流と体験型の事業を実施していくことも重要なことであるため、コロナが終息したおりにはずぐに戻せるようにして欲しい。また、今後このようなことも起こり得るわけであるので、何か起きた際には違う方法で事業が継続できるように、マニュアルを作っておくとよい。

(事務局)

今現在マニュアルがあるわけではないため、意見を受け止め、関係機関と協議して取組を進めていきたい。

(委員)

K P Iの観点から見た場合、施設の稼働や参加者数などは、コロナの影響を受けて下がってしまう部分が出てくるため、オンラインプログラムの実施や配信などの参加者数や視聴数などのデータも明示して、コロナ禍においても様々な取組を実施しているということが分かるようにするとよい。

(事務局)

各施策において、W I T Hコロナの新しい取組をしているので、このような取組も項目ごとに捉え、K P Iの他に評価できるようにしたい。

(委員)

今回のコロナにより、以前からあった課題が鮮明にでてきたと思う。文化施設のオンラインでの新しい観客の開拓ということは以前からあった課題であったが、今回のコロナでやらざるを得なくなり実施したというところもある。実施してみると、新たな知見やノウハウなど、新しいことが得られるということがあったと思うので、色々な新しい可能性を伸ばしてほしい。

また、併せて、文化芸術の本質的なところは、空間とか時間を共有する体験によって、新たな価値が生まれるというところがあるため、バーチャルだけではなく、リアルも大切に、バランスをとっていかなければならない。

これらをどう上手くK P Iに反映させるのか課題があるが、現状を把握し観察しながら少し

ずつ改善していくというマネジメント仕法もあるので、そういうことも取り入れながら、評価できるとよい。

(委員)

茨城県でもyoutubeで色々と発信されているということ、今回の資料をみて初めて知った。また、自分自身、県民文化センターで公演をしており、前回の公演の際には配信設備を利用したが、本番直前の打合せの際に配信設備があることを知ったところである。おそらく、youtubeで配信していることや、配信設備があることを知らない人が多いのではないかと思うため、広報などを工夫して多くの人に知ってもらう必要がある。

配信設備がない施設に、自分で用意するとなると非常に大変であるため、配信設備があるということは非常にメリットである。コンサートのほか、ホールを借りてミュージックビデオを撮影するなどの機会も非常に増えており、ミュージックビデオを世界のカンファレンスに出すことや海外で映像を使用していただくといったことも増えている。コロナ禍で公演ができないからオンラインで実施するというだけでなく、世界に配信していくためのツールとして、配信設備を活用していくとよい。

また、オンライン配信の際には、イベントごとに単発で配信するのではなく、茨城県のチャンネルなどで常に発信していくことで評価がされるのではないかと思う。

(委員)

産業振興と文化振興に繋がるものとしては、3つ大きなものがある。

1つは、無形文化財制度であり、これは単なる作家の称号ではなく、上手に発信していけば産業振興、文化振興に上手く機能するものである。

2つ目は世界遺産であるが、なかなか世界遺産の認定は難しいため、世界遺産とは異なるが日本遺産という制度があり、笠間と益子の陶芸文化を一体として日本遺産に認定されたところであるが、これも産業振興、文化振興にすごく貢献した。

3つ目は公募展であり、陶芸美術館でも20周年記念事業として、笠間陶芸大賞という公募展を実施したところ、非常に多くの応募があり、反響も大きく、展覧会以上に笠間の名前を発信することができた。

これらのように産業振興や文化振興に繋がるよう上手に発信していってもらいたい。

(委員)

3点感じていることを申し上げる。

まず1つ目は、文化を振興していくにあたって、いかに文化を自分事としてとらえてもらうか、体験してもらうことが必要であると考え、特に子育て期というのは大きなチャンスだと感じる。それまでに全く関心がない方でも、子どもが生まれると、多様な体験をさせてあげたいということで、親と一緒に文化芸術への興味や関心が高まるため、この時期は、親子ともに関心をもってもらう大きなチャンスだと考える。また、その中で、郷土愛というものにも関心をもってもらい自分の国の文化が自分事としてとらえられるようになれば、発信していく側にも育っていくかと思う。

2つ目は、オンライン環境の充実について、芸術文化の分野では、オンラインで情報発信をしてしまうと、現場に来てくれなくなるのではないかと、例えば、美術館で、あまり企画展の様子を配信してしまうと、WEBで満足をして現場に来てもらえないのではないかという意見があるが、若い世代の方と話をすると、むしろWEBでみて気に入って、実物が見てみたくなったため現場に足を運ぶというケースをよく聞く。オンライン環境は、惜しみなく情報を出して充実をしていくことで、現場にきてもらうことに繋がるし、また、現場までは足を運ばない方にも文化芸術に触れる機会を与えることに繋がるものと考えます。

3つ目は、企業との連携について、文化の振興についても必ず助成金の話がついてまわると思うが、これからの時代、行政がお金を出し続けて振興をするということにはどうしても無理が生じてくると思われるため、どうやって企業と連携していくかが問題である。一つには、小さな活動を支援していくにあたって助成金を支給するのではなく、団体自らが資金をつかって文化活動をしていくことができるような支援をするということが必要。自分自身、子育てNPOで文化活動を含めて活動をしてきたが、自分たちで予算をつかってイベントを行っていくということは小さなグループでも十分可能である。そういったノウハウを団体間で共有するための支援をするということも考えられる。また、近代美術館では、企業パートナーというかたちで十数社が資金を提供して企画展の充実をしているということであるが、このような文化振興に尽力している企業をもっとPRすることで、参加する企業も増えると思われるため、企業との連携を図るためにもPRもしていくとよい。

(委員)

ループル美術館では、20年くらい前、オンラインで作品をみてしまったら、美術館に足を運ばないのではないかとということで、非常に危機感を持って調査をしたのだが、結果、最初にみるのはオンラインだが、その後美術館に足を運ぶということが分かり、逆に知ってもらうきっかけが非常に増え、よいことだということで、WEB上にデジタルミュージアムをつくってしまったということがある。このことからオンラインで裾野をぐっと広げるということは重要なことだと思う。一方で、リアルのもつ本物の価値というものを知ってもらうことも重要であり、2つの方向性を上手く組み合わせていくのが、コロナ禍やポストコロナでのやり方かと思われる。

(5) 議事 (4)

資料4により事務局から説明し、審議を行った。

(6) 議事 (5)

資料5により事務局から説明し、審議を行った。

(議事終了)